

令和2年11月6日開催

第8回

遠軽町農業委員会総会議事録

遠軽町農業委員会

令和2年度 第8回遠軽町農業委員会総会議事録

1. 開催月日 令和2年11月6日(金)
 2. 開催時刻 開刻 13時30分
 閉刻 14時20分
 3. 開催場所 遠軽町議会議場
 4. 出席委員 15人

会	長	18番	新国	純一
会	長職務代理者	17番	石丸	博雄
委	員	1番	梶田	政實
委	員	2番	佐藤	克哉
委	員	3番	菅井	誠
委	員	4番	笹原	仁
委	員	6番	菅井	美德
委	員	7番	林	秀和
委	員	8番	鈴木	和弘
委	員	9番	岡田	一司
委	員	10番	石山	幸一
委	員	11番	大河原	正一
委	員	12番	大村	明
委	員	13番	須藤	智弘
委	員	15番	原田	喜一郎

5. 欠席委員 2人

委	員	5番	西	美紀
委	員	14番	西原	弘子
委	員	16番	早川	剛司

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

委	員	1番	梶田	政實
委	員	10番	石山	幸一

第2 会議書記の指名

農業委員会事務局 農地係長 小川 哲也

第3 議案第1号 農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農業振興地域整備計画変更(農用地区域除外)について

議案第4号 農業振興地域整備計画変更(用途区分変更)について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第6号 あっせん委員の指名について

議案第7号 現況証明願いについて

7. 出席農業委員会事務局職員

事務局	長	広瀬	淳次
主幹		吉岡	秀利
農地・農業振興担当係長		小川	哲也
農地・農業振興担当主任		加藤	一実

8. 会議の概要

議長 ただ今から、本日招集された令和2年度第8回（R2.11.6）遠軽町農業委員会総会を開催いたします。

本日の委員出席人数は、委員総数18名中、出席委員15名であります。「農業委員会等に関する法律第27条第3項」に規定する出席人数は、過半数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名については「遠軽町農業委員会総会会議規則第13条第2項」の規定により、議長において指名することとなっておりますので、1番 梶田委員、10番 石山委員の両名を指名します。

次に、総会議案の審議に先立ちまして、事務局長から諸般の報告をさせます。

（事務局長 諸般の報告）

◆ 諸般の報告

1. R2.10.15（木）13：30～
第7回農業委員会総会

2. R2.10.28（水）～29（木）13：30～
のうねんセミナー【札幌市】

小川係長出席の予定も新型コロナ警戒レベルの引き上げにより欠席

◆ 今後の予定

1. R2.12.3（木）14：00～
遠紋地区農業委員会職員等研修会【雄武町】
広瀬事務局長、吉岡主幹、小川係長出席予定

2. R2.12.7（月）13：30～
第9回農業委員会総会

議長 ただ今の諸般の報告につきまして、質疑ありませんか。
（質疑なしの声）

議長 質疑がないようでありますから、本日の総会議案の審議に入ります。

なお、本日審議される案件の中に、「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件があります。

議事進行の都合上、休憩をとる場面がありますので、あらかじめご了承をお願いします。

それでは、議案第1号「農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について」4件を議題とします。

事務局から、議案を説明させます。

(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第1号「農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

その1

1 通知者の住所氏名

賃貸人－紋別郡遠軽町 ● ● ●
● ● ● ●

賃借人－紋別郡遠軽町 ● ● ●
● ● ● ●

2 通知の土地

所在「遠軽町 ● ● ●」・地番「● ● 内」・地目「公簿及び現況は畑」・面積 (㎡) 「6, 1 1 5」

3 通知の理由

平成27年3月12日に農業経営基盤強化促進法の規定により賃貸借を設定したが、その農地について賃貸人・賃借人が協議の結果、双方が解約に合意した。

4 解約の種類

合意解約

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当しません。

その2

1 通知者の住所氏名

賃貸人－北見市 ● ● ●
● ● ● ●

賃借人－紋別郡遠軽町 ● ● ●
● ● ● ●

2 通知の土地

所在「遠軽町 ● ● ●」・地番「● ● 外3筆」・地目「公簿－畑、原野・現況は全て畑」・面積 (㎡) 「4筆合計 3 5, 0 6 5」

3 通知の理由

令和2年5月14日に農業経営基盤強化促進法の規定により賃貸借を設定したが、その農地について賃貸人・賃借人が協議の結果、双方が解約に合意した。

4 解約の種類

合意解約

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当しません。

その3

1 通知者の住所氏名

賃貸人－紋別郡遠軽町 ● ● ●
● ● ● ●

賃借人－紋別郡遠軽町 ● ● ●
● ● ● ●

2 通知の土地

所在「遠軽町 ● ● ●」・地番「● ● 外 1 2 筆」・地目「公簿一畑、原野・現況は全て畑」・面積 (㎡) 「1 3 筆合計 5 7, 3 9 3」

3 通知の理由

平成29年1月13日に農業経営基盤強化促進法の規定により賃貸借を設定したが、その農地について賃貸人・賃借人が協議の結果、双方が解約に合意した。

4 解約の種類

合意解約

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当しません。

その4

1 通知者の住所氏名

賃貸人－紋別郡遠軽町 ● ● ●
● ● ● ●

賃借人－紋別郡遠軽町 ● ● ●
● ● ● ●

2 通知の土地

所在「遠軽町●●●」・地番「●●外6筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積（㎡）「7筆合計 46,354」

3 通知の理由

令和2年4月1日に農業経営基盤強化促進法の規定により賃貸借を設定したが、その農地について賃貸人・賃借人が協議の結果、双方が解約に合意した。

4 解約の種類

合意解約

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当しません。

以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第1号「その1」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
（質疑なしの声）

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第2号「その2」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
（質疑なしの声）

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第2号「その3」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

梶田委員 本件と議案第6号「その2」では、地番ごとの面積が違っているが、どちらが正しいのか？

事務局 議案第2号「その3」が正しいです。

議案第6号「その2」については、後ほど訂正します。

議長 ほかには質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第2号「その4」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」4件を議題とします。

事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

整理番号4から7につきましては、所有権移転でございます。

整理番号4・所在「●●●、●●●」・地番「●●外2筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積(m²)「3筆合計 68,726」・譲渡人「●● ●●」・労働力(人)「0」・経営面積(m²)「畑 0」・申請理由「譲渡人の希望により譲渡する」・譲受人「●● ●●」・労働力(人)「2」・経営面積(m²)「畑 1,311,954」・申請理由「経営規模拡大のため」

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 以上の申請は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

整理番号5・所在「●●●」・地番「●●外3筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積(m²)「4筆合計 40,041」・譲渡人「●● ●●」・労働力(人)「0」・経営面積(m²)「畑 0」・申請理由「譲

渡人の希望により譲渡する」・譲受人「●● ●●」・労働力（人）
「1」・経営面積（㎡）「畑 19,966」・申請理由「経営規模拡大のため」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の申請は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

整理番号6・所在「●●●、●●●」・地番「●●外3筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積（㎡）「4筆合計 73,138」・譲渡人「●● ●●」・労働力（人）「0」・経営面積（㎡）「畑 0」・申請理由「譲渡人の希望により譲渡する」・譲受人「●● ●●」・労働力（人）「3」・経営面積（㎡）「畑 648,604」・申請理由「経営規模拡大のため」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の申請は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

整理番号7・所在「●●●」・地番「●●」・地目「公簿及び現況は畑」・面積（㎡）「566」・譲渡人「●● ●●」・労働力（人）「0」・経営面積（㎡）「畑 0」・申請理由「譲渡人の希望により譲渡する」・譲受人「●● ●●」・労働力（人）「2」・経営面積（㎡）「畑 309,327」・申請理由「経営規模拡大のため」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の申請は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第2号「整理番号4」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第2号「整理番号5」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第2号「整理番号6」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第2号「整理番号7」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第3号「農業振興地域整備計画変更（農用地区域除外）について」2件を議題とします。
事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第3号「農業振興地域整備計画変更（農用地区域除外）について」
を説明いたします。
議案書をご覧ください。

その1

- 1 農用地区域除外の土地
所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・現況地目「原野」・面積
(㎡)「971」
- 2 農用地区域除外後の土地利用計画
太陽光発電所設置のため。
- 3 農用地区域除外後の土地利用計画面積
971㎡

- 4 農用地区域除外の理由
太陽光発電所設置のため
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 この件につきましては、申請者が太陽光発電所を設置するための農用地区域除外申請があった件でございます。

その2

- 1 農用地区域除外の土地
所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・現況地目「原野」・面積
(㎡)「5,600」
- 2 農用地区域除外後の土地利用計画
植林のため。
- 3 農用地区域除外後の土地利用計画面積
5,600㎡
- 4 農用地区域除外の理由
植林のため
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 この件につきましては、申請者が植林するための農用地区域除外申請があった件でございます。

以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第3号「その1」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議長 次に、議案第3号「その2」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。

佐藤委員 22ページの位置図についてですが、地番図だけだとわかりにくいので、航空写真を重ねることでわかりやすくできるのではないかと。

事務局 航空写真を重ねることは可能なのですが、航空写真を重ねて印刷すると黒くつぶれてしまうので、地番図に目印となるような場所を含めて位置図

以上で説明を終わります。

議 長 これより、議案第5号「整理番号39」と「整理番号40」についての質疑を行います。「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件ですので、関係する委員の退席を求めて審議を行います。

「●番 ●●委員」の退席を求めます。
暫時休憩いたします。（14：01～14：01）

議 長 再開します。
これより、議案第5号「整理番号39」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
（質疑なしの声）

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第5号「整理番号40」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
（質疑なしの声）

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議案第5号「整理番号39」と「整理番号40」の審議が終了しましたので、「●番 ●●委員」を入室させます。
暫時休憩いたします。（14：03～14：03）

議 長 再開します。
●●委員に申し上げます。
議案第5号「整理番号39」と「整理番号40」は原案のとおり決定しましたので、その旨をご報告します。

次に、議案第6号「あっせん委員の指名について」6件を議題とします。
事務局から、議案を説明させます。
（事務局 議案朗読説明）

事務局 議案第6号「あっせん委員の指名について」を説明いたします。

議案書をご覧ください。

その1

1 あっせん申出人

北見市 ● ● ●
● ● ● ●

2 あっせん申出の土地

所在「遠軽町 ● ● ●」・地番「● ● 外 3 筆」・地目「公簿一畑、
原野・現況は全て畑」・面積 (㎡) 「4 筆合計 35,065」

3 あっせん申出の内容

売買

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

その2

1 あっせん申出人

紋別郡遠軽町 ● ● ●
● ● ● ●

2 あっせん申出の土地

所在「遠軽町 ● ● ●」・地番「● ● 外 1 3 筆」・地目「公簿一
畑、原野・現況は全て畑」・面積 (㎡) 「1 4 筆合計 63,320」

3 あっせん申出の内容

売買

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

その3

1 あっせん申出人

紋別郡遠軽町 ● ● ●
● ● ● ●

2 あっせん申出の土地

所在「遠軽町 ● ● ●」・地番「● ● 外 4 筆」・地目「公簿及び
現況は全て畑」・面積 (㎡) 「5 筆合計 90,437」

3 あっせん申出の内容

売買

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

その4

1 あっせん申出人

紋別郡遠軽町 ● ● ●
● ● ● ●

2 あっせん申出の土地
所在「遠軽町●●●」・地番「●●外9筆」・地目「公簿一畑、
宅地・現況は全て畑」・面積（㎡）「10筆合計 93,976.
15」

3 あっせん申出の内容
売買
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

その5

1 あっせん申出人
紋別郡遠軽町●●●
●● ●●

2 あっせん申出の土地
所在「遠軽町●●●」・地番「●●外22筆」・地目「公簿一
原野、畑・現況は全て畑」・面積（㎡）「23筆合計 123,
445」

3 あっせん申出の内容
売買
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

その6

1 あっせん申出人
紋別郡遠軽町●●●
●● ●●

2 あっせん申出の土地
所在「遠軽町●●●」・地番「●●外5筆」・地目「公簿及び
現況は全て畑」・面積（㎡）「6筆合計 45,230」

3 あっせん申出の内容
売買
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第6号「その1」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

次に、議案第6号「その2」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、議案第6号「その3」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、議案第6号「その4」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、議案第6号「その5」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、議案第6号「その6」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、あっせん委員の指名については、従前から議長が指名しておりますので、本案についても、議長が指名することでご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、あっせん委員の指名を行います。
議案第6号「その1」については、7番林委員、10番石山委員
「その2」については、9番岡田委員、17番石丸委員
「その3」「その4」「その5」「その6」については、15番原田
委員、16番早川委員
をそれぞれ指名します。

各委員は、よろしくお願ひします。

次に、議案第7号「現況証明願ひについて」4件を議題とします。
事務局から、議案を説明させます。

(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第7号「現況証明願ひについて」を説明いたします。

議案書をご覧ください。

整理番号18、所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿一畑・現況－農地採草放牧地以外」・面積（㎡）「320」・申請者「遠軽町●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「5番西委員、6番菅井（美）委員、17番石丸委員」

（議案より地番、面積等詳細を説明）

事務局 この件につきましては、農振地域例外地であり、都市計画区域内の第1種中高層住居専用地域にある土地で現況は宅地となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、5番西委員、6番菅井（美）委員、17番石丸委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。

（補足説明なしの声）

事務局 整理番号19、所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿一畑・現況－農地採草放牧地以外」・面積（㎡）「2,098」・申請者「遠軽町●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「6番菅井（美）委員、5番西委員、17番石丸委員」

（議案より地番、面積等詳細を説明）

事務局 この件につきましては、農振地域例外地であり、都市計画区域内の第2種中高層住居専用地域にある土地で現況は宅地となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、6番菅井（美）委員、5番西委員、17番石丸委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。

（補足説明なしの声）

事務局 整理番号20、所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿一畑・現況－農地採草放牧地以外」・面積（㎡）「32,998」・申請者「遠軽町●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「9番岡田委員、17番石丸委員、7番林委員」

（議案より地番、面積等詳細を説明）

事務局 この件につきましては、現況が原野となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、9番岡田委員、17番石丸委員、7番林委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。

(補足説明なしの声)

事務局 整理番号 21、所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿一畑・現況－農地採草放牧地以外」・面積 (m²) 「1, 124」・申請者「遠軽町●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「15番原田委員、16番早川委員、12番大村委員」
(議案より地番、面積等詳細を説明)

事務局 この件につきましては、現況が原野となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、15番原田委員、16番早川委員、12番大村委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。

(補足説明なしの声)

事務局 以上で説明を終わります。

議長 これより議案第7号「整理番号18」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第7号「整理番号19」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第7号「整理番号20」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第7号「整理番号21」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

以上で、本日提案しました全ての案件の審議が終了しました。
これをもちまして、令和2年度第8回農業委員会総会を閉会します。